

税の専門家、税理士が無料でお応えいたします

確定申告無料税務相談会

開催のお知らせ

東日本大震災被災者・避難者の方も含みます

東北税理士会館における相談受付時間は、午前9:30～午後4:00まで

ララガーデン長町における相談受付時間は、午前10:00～午後4:00まで

ご相談会場および開催日時のご案内



会場

東北税理士会館
仙台市若林区新寺1丁目7番41号

※会場は、駐車できる台数に限りがあります。
最寄りの公共交通機関をご利用ください。

- JR仙台駅東口 徒歩約15分
- 地下鉄南北線「五橋駅」出口は北3 徒歩約10分

	2日	3日	9日	10日
2月	16日	17日	23日	24日
				税理士記念日
3月	2日	3日		

税のこと
悩む前に
相談しよう。



会場

ララガーデン長町
仙台市太白区長町7丁目20番5号

- 地下鉄南北線「長町南駅」直結
- JR「長町駅」下車 徒歩9分

2月 23日 土 **税理士記念日**

税理士会
イメージキャラクター
真矢みき



あなたの暮らしのそばにいる
東北税理士会

相談のお問い合わせは…

022-293-0503

東北税理士会

検索

〒984-0051 仙台市若林区新寺1丁目7番41号

ご持参いただきたい資料は裏面をご覧ください。

確定申告無料税務相談会開催のお知らせ

会場にご持参いただきたい資料

□ チェック欄は、ご持参考資料の確認用にご利用ください。

1 共 通

チェック欄
↓

- 平成24年分の所得金額が分かるもの

給与所得・公的年金等の源泉徴収票など

- 平成24年分の所得控除額が分かるもの

医療費の領収書、国保の領収書など、国民年金の控除証明書
生命保険料・地震保険料控除証明書、寄附金の受領証など

- 振込先の金融機関名と口座番号が分かるもの

2 東日本大震災で被災した家屋等の損害に係る 雑損失の繰越控除を申告される方

1の共通以外に、次のもので該当するもの

チェック欄
↓

- 平成23年分の「確定申告書の控え」、「損失額の計算書の控え」、
「更正通知書」(平成22年分で雑損控除を適用された方は、平成22
年分の控えも併せてご持参ください。)

- 平成24年中に支払った被害を受けた資産(住宅・家財・自家用車)の
取壊し・除去・修繕等を行った方でその工事内容や金額が分かるもの

領収書・請求書など

- 平成24年中に受け取った保険金等の金額が分かるもの

3 東日本大震災で被災した家屋等の損害に係る 雑損失の申告をしていない方

1の共通以外に、次のもので該当するもの

チェック欄
↓

- 平成23年分の所得金額が分かるもの

- 平成23年分の所得控除額が分かるもの

- 被害を受けた資産の取得時期・取得価格が分かるもの

売買契約書、請負契約書、固定資産税・都市計画税納税通知書など

- 被害を受けた資産の取壊し費用・除去費用などが分かるもの

請求書・領収書など

- 被害を受けたことにより受け取る保険金等の金額が分かるもの

- 市町村から交付されたり災証明書

◎揃わない資料がある場合でも
お気軽にご相談ください。



あなたの暮らしのそばにいる

東北税理士会

相談のお問い合わせは…

☎ 022-293-0503

東北税理士会

検索

〒984-0051 仙台市若林区新寺1丁目7番41号